

横須賀市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

（総則）

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項の規定により、保険者が行う本市国民健康保険一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（用語）

第2条 この要綱において「実収月額」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられた収入認定額をいう。

2 この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定により算定した生活扶助基準額、教育扶助基準額及び住宅扶助基準額の合算額に1,000分の1,155を乗じて得た額をいう。

（減免対象）

第3条 一部負担金の減免等は、次のいずれかに該当し、かつ、収入が著しく減少して生活が困窮した世帯のうち、預貯金の額が基準生活費に相当する額に3を乗じて得た額以内のもので、入院療養の一部負担金の納付が困難と認められる場合に行うことができる。

（1）震災、風水害、火災その他これらに類する災害により世帯主が死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

（2）事業若しくは業務の休廃止又は失業等により、収入が著しく減少したとき。

（3）干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

（4）前各号に準ずる理由により、収入が著しく減少したとき。

（減額）

第4条 一部負担金の減額は、前条に該当する世帯であって、実収月額合計が基準生活費の115パーセント以上130パーセント未満の場合又は資産に30パーセントを超える損害を受けた場合に行うことができる。

2 減額の認定は、次の算式によるものとする。

（1）（実収月額）－（基準生活費×115%）＝医療費充当額

（2）（一部負担金所要額）－（医療費充当額）＝一部負担金減額分

（3）（一部負担金減額額）÷（一部負担金所要額）＝一部負担金減額割合

3 一部負担金の減額割合は、前項により算出した次の左欄に掲げる一部負担金減額割合に対応する当該右欄に掲げる率を減額するものとする。

(1) 40パーセント未満	20パーセント
(2) 40パーセント以上60パーセント未満	40パーセント
(3) 60パーセント以上80パーセント未満	60パーセント
(4) 80パーセント以上	80パーセント

(免除)

第5条 一部負担金の免除は、第3条に該当する世帯であって次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 当該世帯の実収月額合計が基準生活費の115パーセント以下のとき。

(2) 災害のため、家屋及び家財等の資産に70パーセント以上の損害を受けたとき。

(支払猶予)

第6条 一部負担金の支払猶予は、第3条に該当する世帯であって、支払猶予申請後当該負担金を6箇月以内に納入できる見込みのある者で、実収月額合計が基準生活費の130パーセントを超えた場合の額又は基準生活費の115パーセントを乗じた額に一部負担金所要見込額を合計した額が実収月額を超えた場合に行うことができる。

(変更等の申請)

第7条 減免等を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。経済事情の変更により当該措置の変更をする場合も、又同様とする。

2 前項に規定する申請を怠った場合は、減免等の措置を変更又は取り消すことができる。この場合、当該変更又は取り消しによって生じた一部負担金の納付義務額は、直ちに市に納付しなければならない。

(減免の期間)

第8条 減額又は免除（以下「減免」という。）の期間は、3か月以内とする。ただし、減免の期間の最終日が月の途中のときは、当該期間の最終日はその日の属する月の末日とする。

(通知)

第9条 市長は、一部負担金の減免等の決定を行ったときは、その旨を世帯主に通知し、国民健康保険一部負担金減額等証明書を交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「生活扶助基準額、教育扶助基準額及び住宅扶助基準額の合算額に10分の11を乗じて得た額」とあるのは「生活扶助基準額に28分の30を乗じて得た額に教育扶助基準額及び住宅扶助基準額を加算した額」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
- 2 改正後の横須賀市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第2項の規定の適用については、同項中「1,000分の1,155とあるのは、改正後の要綱の適用の日から平成31年9月30日までの間にあっては「885分の990」と、同年10月1日から平成32年9月30日までの間にあっては「870分の990」とする。